

平成29年（ヨ）第651号 高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件
債権者 水戸 喜世子
債務者 関西電力株式会社

準備書面（1）

平成29年7月18日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

弁護士 海渡 雄一

弁護士 甫守 一樹

弁護士 大河 陽子

1. 新たなミサイル発射

本年（2017年）7月4日（本件申立直前）北朝鮮は新たにミサイルを発射した。それは米国本土に達する危険がある高性能なものであった。米国政府もこれをICBM（大陸間弾道弾）と認定した。米国本土に達し得ることを国として公式に認定したのである。そして、レッドライン（超えてはならない一線）を超えたと認定した。それは、米国が北朝鮮に対して軍事的措置を取るかもしれないということを意味する。万一そのようなことになれば、北朝鮮の報復攻撃が日本にある原発や米軍基地に向けられる恐れがある。日・米・朝の間の緊張は新たな段階に入ったとされている。まさに目が離せない状況になってきたのである（以上につき、書証は追って提出とする）。

2. 申立書の訂正

本件申立書の7頁上から20行目の「そもそも」の後に「中・長距離ミサイル（射程1,000km以上。日・朝間は1,000km以上）について」と加入する。

以上